

西部在宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会が開設する西部在宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供するサービスは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）、関係する政令、厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 事業の実施にあたっては、土岐市、老人介護支援センター、他の介護支援事業者、当該地域における居宅サービス事業者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西部在宅介護支援センター
- (2) 所在地 土岐市下石町1060番地（土岐市総合福祉センター1階）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の介護支援専門員の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（サービスの提供方法）

第7条 従業者は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）から求められたときは、これを提示するものとする。

- 2 サービスの提供を求められたときは、利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確認しなければならない。
- 3 従業者は、要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意志も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室とする。
- 5 使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会方式とする。
- 6 従業者は、認定・更新ならびに認定区分の変更時や居宅サービス計画変更の必要がある場合に、サービス担当者会議を開催するものとする。
- 7 従業者は、サービスの実施状況の継続的な把握、評価等のため最低月1回の居宅訪問を行うとともに、利用者等及び居宅サービス事業者からの連絡により必要な都度訪問する。
- 8 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1か月前に行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 9 従業者は、要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成を、利用者等の意志を尊重して保健医療サービス、福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的かつ効果的に行い、サービス提供の手続きを援助するものとする。
- 10 事業所は、正当な理由なく業務の提供の拒否してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) その他契約関係を正常に維持できないと認められるとき。
- 11 事業所は、前項各号に該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を土岐市に通知するものとする。

（サービスの内容）

第8条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) ケアプランの作成
- (2) ケアプラン作成後の便宜の供与
- (3) ケアプランの変更
- (4) 介護保険施設への紹介

(サービスの利用料)

第9条 事業所が提供するサービスの利用料金は、「介護保険法に基づく指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示）」によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、料金の徴収はしない。

2 事業所が提供したサービスの利用料金の支払いが生じる場合は、当協議会発行の振込依頼書又は預金口座振替により指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、土岐市全域とする。

(書類等の交付)

第11条 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する等の場合に、利用者が申し出た時は、当該利用者に対して直近のケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存する。

4 従業者は、利用者に対し特定の居宅サービス事業者によるサービス利用の強要をし、又は当該事業者からその対価として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。(岐阜県指令第537号の162)

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。